



アクティビティノート 〈第235号〉

2016年8月度における受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務
 - 1.1. 2016年8月度 相談受付件数 (P.1)
 - 1.2. 受付相談事例および内容の紹介 (P.2~6)
2. 入手資料の紹介 (P.7)
3. メディア情報から (P.8)
4. 化学製品の成分表示について ~ その4 衣類用防虫剤 ~ (P.9~10)

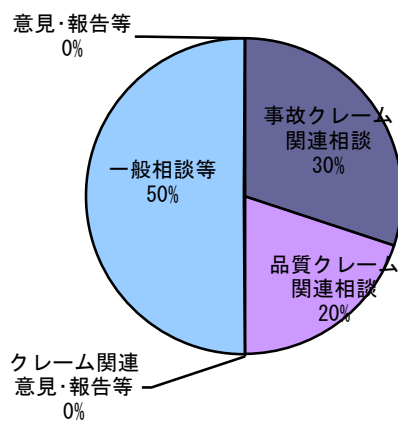
1. 相談業務

1. 1. 相談受付件数

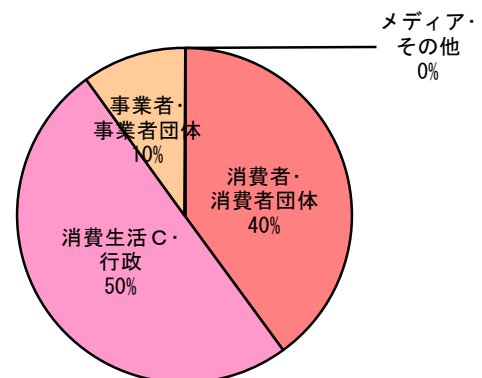
2016年8月度 相談受付件数 (7/26~8/24 実働: 20日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	2	1	0	1	0	4	40%
消費生活C・ 行政	1	1	0	3	0	5	50%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	1	0	1	10%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	3	2	0	5	0	10	
構成比	30%	20%	0%	50%	0%		100%

相談内容別構成比(8月度)



相談者別構成比(8月度)



相談内容区分 (改訂 2003年8月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの

1. 2. 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしてあります。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快と感ずる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしてあります。

◆ 品質クレーム関連相談

- ◆ <小バエ退治用の殺虫剤で壁紙が黄変>賃貸住宅に住む女性から、「部屋の小バエ退治を業者に依頼した。業者がアルコールを含む殺虫剤を部屋に撒いたところ、壁紙が黄色く変色してしまった。このようなことが考えられるのだろうか」との相談を受けている。化学製品PL相談センターで受けた相談で、そのような事例はあるか。壁紙は全体的に黄色くなったのではなく、斑に変色しているとのこと。相談者は、賃貸住宅なので退去時のために、責任の所在を明確にしておきたいとの意向。〈消費生活C〉

⇒当センターの相談事例に該当するものは見当たりません。使われた殺虫剤や壁紙の詳細が分からないので何とも言えません。殺虫剤メーカーには問合せしているとのことですが、依頼した業者や壁紙メーカーにもお問い合わせになってみてはいかがでしょうか。

- ◆ <新品衣類の臭いが取れない>パイル地の衣類を安かったので4枚買った。家に帰って包装を開けたところ、鼻をつく石油っぽい強い臭いを感じた。3回ほど洗濯をして、臭いは弱くなったが、鼻に近づけるとまだ気になる。身体に害は無いのだろうか。衣類の素材は木綿で、中国製。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(高齢の女性)〈消費者〉
⇒新品の衣類でも、製造工程で使われている繊維処理剤などが残っていて臭いの原因になることがあります。臭いの成分が特定できないので、安全性については何とも言えません。中国製なので製造メーカーに問合せができないとのことですが、国内では販売元が責任を持って対応をしますので、お問合せになってみてはいかがでしょうか。

◆ 事故クレーム関連相談

- ◆ <バス用洗剤で皮膚トラブル>40代の女性から「〇〇社の△△という強カタイプのスプレー式バス用洗剤をドラッグストアで購入して使用した。注意表示に“必ず保護メガネ、炊事用手袋を着用”とあったが、素手で扱い手に少量付いてしまった。手は洗ったが、後で指先が水ぶくれになってしまい、医師に診てもらったところ、化学やけどの可能性があり、全治2週間と言わ

れた。バス用の洗剤は子どもがお手伝いで使うこともあるので、皮膚に付くと危険で化学やけを負うこともあるといったことを具体的に、もっとしっかり注意表示をすべきではないか。法律等の規制はないのか」との相談を受けている。メーカーには意見書を出しており回答待ちとのことだが、何かアドバイスがあれば欲しい。〈消費生活C〉

⇒家庭用の洗剤、洗浄剤の製品表示は、家庭用品品質表示法の規制を受けていますが、該当する製品はこれに適合しており問題はありません。メーカーHPの製品情報からは、pH10.8の弱アルカリ性（液性表示はアルカリ性）洗剤であり、掲載されている製品安全データシートのGHS分類では、皮膚腐食性／皮膚刺激性は区分3の軽度の皮膚刺激性とのこと。一般的なバス用洗剤は中性のものが多く、これらと比べると皮膚刺激性は高いと思われそうですが、取りたてて危険なものとは考えられません。また、表示を見ると、使用上の注意に「必ず保護具（保護メガネ、炊事用手袋等）を着用する」、「子供の手の届くところに置かない」、「使用後は手をよく洗い、手あれが気になる場合はクリーム等でお手入れをする」等の記載があります。応急処置にも「目に入った場合は目を傷めることがあるので、すぐに流水で15分以上洗い流し、必ず眼科医の診察を受ける」、「皮膚に付いた場合はすぐに十分な水で洗い流す等の処置をして、異常があれば皮膚科医の診察を受ける」との記載があり、必要とされている項目は網羅されているようです。メーカーへは意見書を出されているとのことですので、回答を待つて見てはいかがでしょうか。

- ◆ 〈トイレ用消臭剤によると思われる漆喰壁の損傷〉 1ヵ月ほど前、自宅のトイレのコーナーに△△社の消臭剤〇〇を置いた。最近になって、消臭剤の周りの壁がベタベタしていることに気が付いた。カベは漆喰製で、消臭剤は400mLの内容物が半分くらいに減っている。消臭剤から蒸発した何らかの成分で、漆喰が傷んだということは考えられるか。成分表示には、『非イオン系界面活性剤、植物性消臭剤』と書かれている。△△社には、現在調査を依頼している。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。（60歳代の男性）〈消費者〉

⇒消臭剤の具体的な成分名がわからないため、漆喰の損傷と消臭剤の因果関係は不明です。一般的にこのタイプの消臭剤は、水に界面活性剤で香料や消臭成分を溶け込ませたもので、容器の上部に設置した紙製の芯材を通して、水とともに香料を揮散させ、芯材にニオイ成分を吸着させるような仕組みです。このため揮散しているのはほとんどが水で、あとはニオイを感覚的に感じさせなくするための少量の香料成分です。水と香料は徐々に揮散していきますので、お申し出のようなトラブルは考えにくいように思います。しかし、当センターに寄せられた過去の相談事例を調べてみたところ、芳香剤の揮散成分で、洗面所のプラスチック製

のキャビネットが損傷を受けたというものがありました。製品に使用されている成分や設置環境により揮散成分が周囲の住宅設備に影響することもあるようです。当センターでは、製品に使われている成分の詳細情報は持ち合わせておりませんのでこれ以上のことは申せません。△△社の調査回答を待たれてはいかがでしょうか。

- ◆ <隣家の殺虫剤によると思われる体調不良> 自分は古い団地に住んでいる。今朝方、隣家の住人が、屋外で△△社製スプレー式殺虫剤〇〇をまいた。スプレーはジェット噴射タイプで、噴霧した方向と風向きから、薬剤が自宅に流れ込んできた。その後、40分程経った頃にのどの痛みを覚え、2時間後には頭痛がしてきた。耳鼻咽喉科でこの旨を伝えて薬をもらい、今は症状は回復している。この件に関する治療代や慰謝料を、隣家に請求できるだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。(若い男性) <消費者>

⇒当センターは、化学製品の製造物責任に関する相談窓口です。お問合せの内容は当事者間の民事に関する問題であり、当センターでは判断できません。弁護士等、民事に係る法律の専門家にご相談ください。

◆ 一般相談等

- ◆ <試薬の濃度分析> 「自宅では従来から、ある作業のために硝酸試薬を購入している。先日購入した試薬が、使用してみると濃度が薄いように感じている。硝酸濃度を分析する機関はないか」との相談を、60歳代の男性から受けているが、どうか。<消費生活C>

⇒分析を依頼できる機関としては、独立行政法人 製品評価技術基盤機構の「原因究明機関ネットワーク」(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)、及び独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)に、商品テストを実施する機関のリストが掲載されていますので、ご参照ください。また、従来から継続して使用されている製品について、いつもと違う、とお感じになったとのことですので、製造メーカーにお問い合わせになってみてはいかがでしょうか。

- ◆ <カーボンブラシ粉末の安全性> 「家庭用掃除機が誤動作し、電源が入ったまま長時間放置してしまいました。通電状態に気づき直ちに電源を切ったが、掃除機周辺のジュウタンやカーテンが黒くなった。メーカーに問合せたところ、「モーターのカーボンブラシから出たススが、飛散したのだろう」との事である。このカーボンブラシのススは人体に有害ではないだろうか」との問合せを、50歳代の男性から受けているが、どうか。なお、家電製品PLセンターにも問い

合わせたが、物質の安全性に関しては化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費生活C〉
⇒掃除機のカーボンブラシは、モーター接点の摺動部に使用されています。掃除機を長時間回したままにしておくと、摺動部が高温になって徐々にカーボンが削れ、カーボン粉末が飛散することもあり得るでしょう。カーボンブラシは炭素を焼成することで得られる黒鉛（グラファイト）で出来ていますが、これに通電性や摺動性を高める目的で、各種の金属や有機物が添加されていることもあります。カーボンブラシから出たススの中にはこういったものが含有されている可能性がありますので、その点を踏まえ、メーカーに説明を求められてはいいかがでしょうか。

- ◆ 〈惣菜を電子レンジにかけたら容器に穴〉「先日、スーパーで惣菜の餃子を購入し、透明のトレイごと電子レンジで温めた。取り出してみると、トレイの一部に穴が開いていた。トレイが電子レンジの加熱により一部融けたのだらう。人体に有害な成分が、トレイから溶け出してはいないだろうか」との問合せを、60歳代後半の女性から受けているが、どうか。〈消費生活C〉
⇒スーパーの惣菜を入れるトレイは、ポリスチレンやポリプロピレン等の熱可塑性樹脂で作られています。熱可塑性樹脂は耐熱温度を超えると軟らかくなり変形しやすい性質を持っています。一般社団法人日本プラスチック食品容器工業会のWebサイトにある”プラトレネット” (<http://www.japfca.jp/faq/index.html>) によれば、プラスチックは熱を加えられると、収縮することがあること、が記載されており、収縮することで穴が開いたものと思われまます。融けたのではありませんので、プラスチックから何か食品に溶け込むことはないでしょう。 ”プラトレネット” には、食品を温める場合は、各商品に記載されている使用条件（加熱時間など）を守ること、家で受け皿として使用する場合は、「電子レンジ使用可」などの表示のある容器を使用すること、などの注意事項も記載されています。表示に従って正しく使用するようお願いいたします。

- ◆ 〈車バッテリーの過充電で異臭〉 先日、自家用車のバッテリーを過充電したため、修理を依頼した。この際、ボンネットを開けたところ、卵の腐ったような異臭を感じた。これは硫化水素ガスの異臭だと思う。思い返せば数日前から、車内でこの異臭を感じていた。硫化水素ガスは、人体に有害だろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。（中年の男性）〈消費者〉

⇒ご指摘の通り、硫化水素は卵の腐ったような異臭を持つ気体です。厚生労働省が取り纏めている『職場の安全サイト』によれば、硫化水素ガスは、「吸入すると生命に危険」とされていますが、発がん性などの長期毒性は認められていません

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/0998.html>)。バッテリーの過充電で、硫化水素ガスが発生するとは、考えにくいところですが、仮に硫化水素ガスが発生したとしても、少量であると思われますので、現在の体調に不安な点がなければ、過度に心配されることはないでしょう。

- ◆ <シールはがし液の安全性> 乳幼児をあずかる施設で、働いている。一昨日、施設の休日を利用して、棚などに貼ったシールを、シールはがし液（製造元、製品名不明）を使用して除去した。シールはがし液を使用した後は、水拭きした。しかし、今になって、シールはがし液が乳幼児の健康に、悪影響を及ぼすのではないかと、心配になっている。乳幼児に影響ある成分が、残留しているようなことはないだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。（中年の女性）〈事業者〉

⇒シールはがし液の製造元や製品名が特定できないため、断定的な事は申せません。一般的には、シールはがし液は揮発性のある炭化水素を主成分とし、粘着層を希釈することで粘着力を弱めて、シールを除去します。一定時間がたてば、成分は揮発します。水拭きもされていることから、何らかの成分が残留しているとは、考えにくいものと思われます。ご心配ならば、使用したシールはがし液の製造元を確認して、製品の安全性についてお問い合わせになってみてはいかがでしょうか。

2. 入手資料の紹介

—2016年8月度に化学製品PL相談センターで入手した主な資料をご紹介します。
あわせて、資料の中で化学製品に関連すると思われる記事についても紹介しています。

1. 公益財団法人自動車製造物責任相談センター「相談状況（2016年7月度）」
2. ガス石油機器PLセンター「INFORMATION」2016. 7
3. 家電製品PLセンター「インフォメーション《2016年7月度》」
4. 一般財団法人消費科学センター 「消費の道しるべ」8月号

化学製品PL相談センターニュースメールメンバー登録受付中！

『アクティビティーノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせするeメールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。（誰でも登録できます。）
- ・費用は無料です。（インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください。）
- ・お申し込みはE-mail (PL@jcia-net.or.jp) で。
（件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。）
 - ① ご氏名（フリガナ）
 - ② お勤め先（フリガナ）
 - ③ ご所属・お役職・ご担当など
 - ④ ご連絡先（勤務先か自宅かを明記）の住所・TEL・E-mailアドレス

※ ご連絡いただきました個人情報、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

3. メディア情報から

新聞(首都版)などで報道されている、化学物質・化学製品、消費者問題等に関する記事を紹介するコーナーです。

(記事の概要のみご紹介しています。記事そのものの提供は著作権法により禁じられていますので、内容の詳細は各紙面でご確認ください。)

* 消費者庁は、同庁の徳島県への全面移転を当面見送り、3年後に可否判断する方針を表明。テレビ会議システムなどの環境が整っていない等の理由があるという。(7/29 夕刊 朝日、7/30 毎日)

★アクティビティーノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル

TEL : 03-3297-2602 FAX : 03-3297-2604

URL : <http://www.nikkakyo.org/plcenter/>

.....★ 出前講師のご案内 ★.....

化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話しさせていただきます。各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当 : 登坂(トサカ))

化学製品の成分表示について

その4 衣類用防虫剤

家庭で使う殺虫剤や防虫剤は、ヒトや生活環境を害する害虫に対し、殺虫能力などを持つ有効成分が配合されています。これらの製品では、その成分はどのように表示されているか、見てみましょう。まずは、衣類用の防虫剤から。

衣類用防虫剤の種類

衣類用の防虫剤として、古くは樟脳が使われていました。その後、ナフタリンやパラジクロロベンゼンが登場し、現在は無臭のピレスロイド系薬剤も用いられるようになっていきます¹⁾。

タイプ	薬剤名	特徴
有臭性タイプ	しょうのう(樟脳)	自然の芳しい香気 ウールや絹素材の衣類に適す
	ナフタリン	効き目がゆっくりと持続 フォーマルウェア・和服や人形など
	パラジクロロベンゼン	すばやい効き目 ウールや絹素材の衣類に適す
無臭性タイプ	ピレスロイド系 (エンベトリン)	衣類にニオイがつかない 他の薬剤と併用できる

衣類用防虫剤の成分表示

衣類用防虫剤に使用される有効成分については、『化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律』(化審法)で登録管理され、ヒトへの長期毒性や生体毒性などが審査されています。

防虫剤製品の有効成分表示に関しては、法律による規制はなく、『日本繊維製品防虫剤工業会』が定める自主基準『防虫剤の表示に関する公正競争規約』で、以下の様に定められています。²⁾

防虫剤の表示に関する公正競争規約 (抜粋)

第4条 事業者は、防虫剤の容器又は包装には、次の各号に掲げる事項を施行規則で定めるところにより見やすい場所に邦文で明りょうに表示しなければならない。

- (1) 商品名
- (2) 使用目的
- (3) 成分名
- (4) 用途
- (5) 使用方法
- (6) 使用上の注意
- (7) 保存方法
- (8) 使用量
- (9) 内容量
- (10) 事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号
- (11) 原産国名
- (12) 詰替用の商品がある場合は、その旨

2 事業者は、防虫剤の最小包装単位において、施行規則で定めるところにより、必要な事項を表示しなければならない。

更に、その具体的な記載方法について、施行規則で以下の様に規定しています。

防虫剤の表示に関する公正競争規約施行規則 (抜粋)

第5条 規約第4条第1項第3号に規定する「成分名」は、主たる成分について次の各号のうち該当する製剤名を表示する。

- ア しょう脳製剤
- イ ナフタリン製剤
- ウ パラジクロロベンゼン製剤
- エ エンベトリン製剤
- オ その他の製剤は、上記に準じて主たる成分名を用い、「〇〇製剤」とする。

この様な規定に基づき、衣類用防虫剤では有効成分の成分名表示はあるものの、その配合量や全成分の表示といっ

た詳細な情報は、記載されていません。

なお、ピレスロイド系の防虫剤以外では、薬剤の異なる防虫剤を併用すると、薬剤が溶けて衣類にシミがついたり変色したりすることがあるため、他の薬剤との併用を避ける必要があります¹⁾。

また、これらの薬剤の中でパラジクロロベンゼンについては、厚生労働省が『シックハウス』の原因物質の一つにあげて、 $240\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)という室内濃度指針値を公表しています³⁾。防虫剤は多く入れておけば良いというものでもありません。製品に書かれた使用方法や注意書きにそって、正しく使用しましょう。

出典)

- 1) 日本繊維製品防虫剤工業会 ホームページより

<http://www.bouchuko.org/tokuchou.html>

- 2) 『防虫剤の表示に関する公正競争規約』 日本繊維製品防虫剤工業会

<http://www.bouchuko.org/kyousou-kiyaku.html>

- 3) 厚生労働省 報道発表資料

“シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会 中間報告書—第1回～第3回のまとめについて”

http://www1.mhlw.go.jp/houdou/1206/h0629-2_13.html